

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置を適用。

1 対象者

民間ラジオ放送事業者

2 対象設備

災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等）

※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。

3 特例措置

地方税（固定資産税）： 課税標準3/4（取得後3年間）

4 適用期間

2年間（平成26年4月1日から平成28年3月31日） → 2年間（平成28年4月1日から平成30年3月31日）【延長】

【対象設備イメージ】

